

委員会提出議案第1号

岩倉市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年5月11日

岩倉市議会議長 梅村 均 様

提出者 議会運営委員会
委員長 須藤 智子

岩倉市議会会議規則の一部を改正する規則

岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第78条の2第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。